

入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年1月19日

栃木市長 大川秀子

1 入札に関する事項

- (1) 件名 水質検査業務委託
(2) 業務場所 栃木市内（栃木、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟地域）
(3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
・準備期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで
・履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(4) 概要 ①採水業務 1式
②分析業務 1式
③報告書作成業務 1式
(5) 入札方法 持参入札
(6) 予定価格 55,270,000円（税抜）
(7) 最低制限価格 有（事後公表）

2 入札に参加する者に必要な資格要件

本件の入札に参加できる者は、栃木市物品購入等入札参加者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
(2) 栃木市競争入札参加資格者指名停止基準（平成22年栃木市告示第144号）に基づく指名停止措置を公告日時点で受けていない者であること。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
(4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(5) 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一入札に同時に参加しようとするものでないこと。
(6) 栃木市物品購入等入札参加有資格者のうち、調査測定：環境測定に登録のある者であること。
(7) 本公告の日において、栃木県内に本社、支店若しくは営業所等を設置していること。
(8) 本公告の日から過去5年以内に、水道法に基づく水質検査業務を受託した実績を有すること。
(9) 水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣から水質検査機関として登録を受けており、かつその登録内容が下記のいずれにも該当すること。
① 本公告の日において、水道法第20条の4第2項に規定する水質検査機関登録簿において、「水質検査を行う区域」に栃木県が含まれていること。
② 本公告の日において、環境省又は厚生労働省が実施する水道水質検査精度管理のための統一試料調査結果にて過去3年間「第1群機関」にある者。

3 入札日程等

手続き等	期間、期日等	方法、場所、問合せ先等
仕様書の閲覧等	本公告日から 令和8年2月20日(金) 午後5時まで	本市ホームページを閲覧又はダウンロードすること。
仕様書等に関する質問の提出	本公告日から 令和8年1月26日(月) 正午まで	様式:本市ホームページから所定の様式をダウンロードすること。 提出:栃木市 上下水道局 水道建設課 施設係に電話連絡の上、持参又はファクシミリにより提出
仕様書等に関する質問の回答	令和8年1月28日(水)	本市ホームページにて公開する。
条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出	令和8年1月29日(木) 午前9時から 令和8年2月2日(月) 午後4時まで	栃木市 上下水道局 水道建設課 施設係まで、郵送または持参とし、期間内必着とする。
条件付き一般競争入札参加資格確認書の通知	令和8年2月3日(火)	ファクシミリにより通知する。なお本書について、ファクシミリと同日に郵送する。
入札参加資格がないとされた場合の理由の説明の求めについて	条件付き一般競争入札参加資格確認書を受けた日の翌日から起算して3日以内。	栃木市 上下水道局 水道建設課 施設係へ持参により提出すること。
入札	令和8年2月20日(金) 午後1時30分	栃木市上下水道局 管理棟会議室
積算内訳書の提出	要する。	積算内訳書の様式は、本市ホームページからダウンロードすること。
契約書の作成	要する。	契約書(案)は、本市ホームページにて公開する。

(注) 1 期間を定めたものについては、栃木市の休日を定める条例(平成22年栃木市条例第2号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除くものとする。また、期日を定めたものについて、その日が休日等にあたる場合は、その翌日とする。

2 期間を定めたもののうち、持参等来庁して行う手続き等は、午前9時から午後4時までとする。
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

4 入札保証金等

入札保証金	<p>入札保証金の額は、その者の契約希望単価（消費税等含む）に年間予定数量を乗じて得た総額の100分の5以上の額に相当する額とする。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき又は過去2年の間に国（公団を含む。）、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>なお、入札保証金の免除を求める者は、入札保証金免除申請書を令和8年2月13日（金）午後4時までに提出し、承認を得ること。</p> <p>現金で納付する場合は納入通知書を発行するので、令和8年2月19日（木）午後4時までに栃木市 上下水道局 水道建設課 施設係に申し出、それをもって納入り、令和8年2月20日（金）午後1時10分までに領収書の写しを提出すること。</p>
契約保証金	<p>契約保証金の額は、契約希望単価（消費税等含む）に年間予定数量を乗じて得た総額の10分の1以上の額とする。ただし、栃木市水道事業及び下水道事業会計規程（平成30年栃木市企業管理規程第11号）第103条及び栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号）第89条第1項のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p>

5 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、各水質検査項目の契約希望単価に検査予定数量を乗じた1年間の総額で行うものとし、入札書に記載された金額に、当該金額の100分10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約は単価契約とする。
- (2) 栃木市水道事業及び下水道事業会計規程（平成30年栃木市企業管理規程第11号）第103条及び栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号）第72条の規定により作成した予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格を以て有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (3) 入札回数は1回とする。
- (4) 落札者となるべき同価入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (5) 応札者がいない場合は不調とする。
- (6) 落札者がいない場合は不落とする。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者でない者が行った入札
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請をした者が行った入札
- (3) 入札参加資格者であって、入札の執行時点において入札参加資格の要件を満たさなくなった者が行った入札
- (4) 入札保証金の全部を納付する場合において、入札保証金がその者の見積に係る契約金額の100分の5に満たないとき。
- (5) 入札書を1件ごとに作成していないとき又は入札公告において示された日時までに所定の場所へ出頭

して提出しないとき。

- (6) 代理人による入札の場合において、委任状の提出がないとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印をしないで行った入札のとき。
- (9) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
- (10) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- (11) 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。
- (12) 入札に際し、積算内訳書が提出されていない入札
- (13) 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札
- (14) 入札保証金の取扱いに係る説明書において入札の無効に該当するとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

7 その他

- (1) 本公告に記載したもののほか、入札に係る事項は、栃木市水道事業及び下水道事業会計規程（平成30年栃木市企業管理規程第11号）、栃木市物品購入等契約事務取扱規程（平成22年栃木市訓令第61号）、栃木市物品購入等入札参加者資格審査要綱（平成22年告示第145号）、栃木市物品購入等条件付き一般競争入札実施規程（平成27年栃木市訓令第16号）、栃木市物品購入等入札執行事務処理要領等による。
- (2) 仕様書等に関する質問の提出は、上記「入札日程等」の「仕様書等に関する質問の提出」に記載のとおりとするが、その他公告内容等についての詳細及び不明な点については、次に照会すること。

栃木市上下水道局水道建設課施設係 電話 0282-25-2101
FAX 0282-25-2107